

法第34条第1号の取扱い基準における一部改正について

以下の基準を令和2年4月1日付けで改正しました。

○改正概要

「門前薬局」から「かかりつけ薬局」への移行を受けて、調剤薬局については、法第34条第1号に該当する「日常生活に必要な物品販売等を営む店舗等」に該当するものとする。

なお、類似用途のドラッグストアは非該当とする。

【資料1-10】(抜粋)

法第34条第1号に関する参考資料

分類J－卸売・小売

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
60 その他の 小売業	601 医薬品・化粧品小 売業	6012 調剤薬局	医師の処方せんに基づき医療用薬品を調剤し、販売する事業所	薬局、調剤薬局、ファーマシー	○	○	